

### 3 自転車通行位置の基本的な考え方

#### 【本章の概要】

本章では、自転車走行空間の整備やサインの設置を検討する際の前提となる、自転車の通行位置の基本的な考え方について記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

#### 3.1 自転車の基本的な通行位置

本節では、自転車利用ネットワークにおける自転車の基本的な通行位置について記載する。

#### 3.2 自動車交通量が多い区間等での自転車通行位置

本節では、自動車交通量が多い等の理由で、自転車利用者の車道通行が望ましくないと判断される場合の通行位置の考え方について記載する。

#### 3.1 自転車の基本的な通行位置

自転車利用ネットワーク上における自転車の基本的な通行位置を以下に示す。

自転車の通行位置は、『車道の左端部』を基本とする。

本ガイドラインでは、自転車の通行位置として「車道の左端部」を基本として設定し、自転車走行空間の整備やサインの設置を検討する。

表 3.1 基本的な自転車の通行位置

	通行位置の考え方	通行位置イメージ
基本パターン	車道の左端部を通行する※。	

※ 自転車道、自転車専用通行帯、自転車（歩行者）専用道路を有する場合は、これらの走行空間を通行位置とする。

### 3.2 自動車交通量が多い区間等での自転車通行位置

自転車の通行位置として車道の左端部を基本とするが、自動車交通量が多い区間等において、一般的な自転車利用者（ロー及びミドルユーザー）の安全確保の観点から車道の左端部の通行が望ましくないと判断される場合には、当該区間の道路状況に応じて、歩行者交通量に留意しつつ、自転車歩行者道を自転車の通行位置として設定し、自転車走行空間の整備やサインの設置を検討する。自動車交通量が多い区間等での自転車通行位置の考え方を下表に示す。

なお、自転車通行位置を設定する際には、自転車利用者の混乱を防ぐために、短い区間で不連続に通行位置が切り替わることがないよう、通行位置として一定の連続性確保に配慮することとする。

表 3.2 自動車交通量が多い区間等での自転車通行位置の考え方

		通行位置の考え方	通行位置イメージ
自転車歩行者道設置区間	幅員 4m 以上	自転車走行空間の整備やサインの設置を検討する際に、主たる利用者がロー及びミドルユーザーである場合 <sup>*1</sup> は、自転車歩行者道上の通行位置を歩行者と自転車で分離した上で、徐行またはすぐに徐行に移れる速度を前提に、自転車歩行者道を自転車の通行位置として設定する <sup>*2, 3</sup> 。	
	幅員 4m 未満	自転車走行空間の整備やサインの設置を検討する際に、主たる利用者がロー及びミドルユーザーである場合 <sup>*1</sup> は、徐行を前提に、自転車歩行者道を自転車の通行位置として設定する <sup>*2, 3, 4</sup> 。	
自転車歩行者道未設置区間	ローユーザー等を含めて車道の左端部を自転車の通行位置として設定する <sup>*5, 6</sup> 。		

\*1 基本的に、大和平野に位置する自転車ルートが該当する。ただし、通行位置の設定にあたっては、実際の自転車の利用状況を確認することが必要である。

\*2 道路両側に自転車歩行者道が設置されている区間では、進行方向左側の自転車歩行者道を通行位置として設定する。

\*3 歩行者の安全性確保の観点より、歩行者交通量が多い場合は、自転車歩行者道を通行位置に設定することは望ましくない。

\*4 ローユーザー等向けに自転車歩行者道を通行位置とする場合は、歩行者優先であり、自転車走行は徐行が原則であることから、「歩行者優先」の注意喚起サインを設置する。

\*5 注意喚起サインの設置密度を高めることや車両に対する速度抑止対策（減速マーク等）の実施等の暫定的な整備を行い、将来的に自転車交通量が増えてきた場合は、道路改築等による自転車走行空間の整備を検討する。

\*6 幅員 2m 以上の歩道を有する場合は、歩行者交通量に留意しつつ、「普通自転車通行可（自転車歩行者道への変更）」の規制について警察と協議する。